

茨城県報

昭和三十四年五月二十五日
第四千三百八十号

規

則

茨城県規則第三十九号

茨城県立保健婦学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十四年五月二十五日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県立保健婦学院学則の一部を改正する規則

茨城県立保健婦学院学則（昭和三十一年茨城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二十人」を「二十五人」に改める。

第六条ただし書を削る。

第七条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 学資補給金

第十八条の二 知事は、卒業後県または県内の市町村に保健婦として勤務する旨を申し出た者に対し、予算の範囲内において学資補給金（以下「補給金」という。）を支給することができる。

第十八条の三 知事は、補給金の支給を受け、または受けている者が、次の各号の一に該当する場合は、別に定めるところにより、補給金の支給を停止し、またはすでに支給された補給金の返還を命ずることができる。

ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、その一部または全部の返還を免除することができる。

一 第十二条の規定により退学したときまたは第十三条の規定により退学を命ぜられたとき。

二 県または市町村に保健婦として勤務しないことが明らかになったとき。

三 卒業後一年以内に県または市町村に保健婦として勤務しなかったとき。

四 県または市町村に引続き二年以上保健婦として勤務しなかったとき。

五 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付についての条件に反したとき。

規 則

目 次

ページ

○保健婦学院則の一部改正……………一

告 示

○看護婦籍の登録変更……………二

○計量器販売等の事業登録……………二

○美容師名簿に登録……………二

○支出費用基準の一部改正……………三

○肥料の検査結果……………三

○保健婦学院学資補給金支給要綱……………六

○旅行あつ旋業者の登録……………七

公 告

○土地立入調査について……………七

雑 報

○県議会の閉会……………八

○人事異動（三件）……………八

別表中

「公衆衛生看護の原理と実際」	一二〇	原理(八〇)実際(四〇)	を
「公衆衛生看護の原理と実際」	一〇〇	原理(六〇)実際(四〇)	に
「特別講義」	二〇	時間以上	を
「特別講義」	七五〇	時間以上	に
「特別講義」	三〇	時間以上	に

改める。

付則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。
- 2 この規則施行の日から十五日以内に第十八条の二の規定により申出をした者については、昭和三十四年四月一日にその申出をした者とみなす。

告示

示

茨城県告示第四百四十九号

左のとおり看護婦籍の登録変更をした。

昭和三十四年五月二十五日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	種別	事由	訂正年月日	住所	氏名	旧姓	生年月日
五、五三	看護婦	書換	昭和三十四年五月三日	千葉県野田市中野台四三番地	長塚 康子	橋本 昭	八・八・八

茨城県告示第四百五十号

左記の者は美容師名簿に登録した。

昭和三十四年五月二十五日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登録年月日	住所	氏名	免許番号
第二、七〇四号	昭和三十四年五月三日	日立市助川町東町三の二 庄司正子方	鈴木富美子	保健所名 第三、六六号 日立

茨城県告示第四百五十一号

計量法第四十七条第一項の規定により次のとおり計量器販売等の事業を登録した。

昭和三十四年五月二十五日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登録年月日	店舗の所在地	氏名又は名称
第三八九号	昭和三十四年五月三日	東茨城県大洗町磯浜町三番地	坂本 信
第三九〇号	"	東茨城県大洗町大貫町六番地	合資会社 釜屋金物店
第三九一号	"	東茨城県大洗町磯浜町三番地	住 谷 嘉 夫
第三九二号	"	真壁郡明野町大字村田 一七番地の二	篠 原 電 蔵
ます(計量筒式ガソリン量器を除く)。斗概及び化学用 体積計			
第二八〇号	昭和三十四年五月三日	東茨城県大洗町大貫町六番地	合資会社 釜屋金物店
第二八一号	"	下妻市下妻乙三番地	野 手 利 雄
温度計、仕事計、工率計、熱量計、流量計、粘度計、密度計、濃度計、周波数計、(回転計を除く)、光度計、光束計、照度計、騒音計、屈折度計、湿度計、比重計及び耐火度計			

肥料の名称		保証票添付者	検査点数	内不合格点数
内外肥料株式会社	一			
新潟硫酸株式会社	二			
東洋高圧工業株式会社	三			
太陽肥料株式会社	一			
ラサ工業株式会社	二			
日本綱管株式会社	一			
住友化学工業株式会社	一			
株式会社 多木製肥所	一			
網中産業株式会社	一			
大栄物産株式会社	一			
東亜合成化学工業株式会社	四			
不二肥料株式会社	一			
茨城県経済農業協同組合連合会	一			
片倉チツカリン株式会社	四			
日本水素工業株式会社	三			
大東肥料工業株式会社	一			
三和肥料株式会社	一			
日東硫酸株式会社	二			
日東化学工業株式会社	二			
昭和電工株式会社	一			
新日本窒素肥料株式会社	一			
東海硫酸工業株式会社	一			
日東化学工業株式会社	一			
協和醱酵工業株式会社	一			
日産化学工業株式会社	一			
日東物産商事株式会社	一			
計	五五			
昭和電工株式会社	一			
硫酸アンモニア				
尿素				
塩化加里				
十月				
分				

塩化加里		第一種複合肥料	検査点数	内不合格点数
星和産業株式会社	一			
内外肥料株式会社	五			
日東硫酸株式会社	四			
新潟硫酸株式会社	三			
齊藤油脂産業株式会社	一			
日本綱管株式会社	一			
片倉チツカリン株式会社	一			
太陽肥料株式会社	四			
朝日化学肥料株式会社	一			
日本水素工業株式会社	三			
住友化学工業株式会社	一			
星和肥料株式会社	五			
昭和電工株式会社	一			
関東肥料工業株式会社	一			
三和肥料株式会社	一〇			
日東化学工業株式会社	一			
第一肥料株式会社	一			
ラサ工業株式会社	二			
日本肥料株式会社	四八			
計				
十一・十二月分				
昭和三十四年一月分				
硫酸アンモニア				
別府化学工業株式会社	一			
住友化学工業株式会社	一			
住友化学工業株式会社	一			
朝日化学肥料株式会社	一			
新潟硫酸株式会社	一			
吳羽化学工業株式会社	一			
株式会社 佐藤製油所	一			
なたね油かす粉末	一			
根本信一	一			

肥料の名称

保証票添付者

検査点数

内不合格点数

第一種複合肥料

第一種複合肥料

兼松肥糧株式会社

明糖製油株式会社

大栄物産株式会社

神島化学工業株式会社

日東化学工業株式会社

日東化学工業株式会社

日新肥料株式会社

ラサ工業株式会社

日本鋼管株式会社

太陽肥料株式会社

日本水素工業株式会社

昭和電工株式会社

東北肥料株式会社

新日本窒素肥料株式会社

株式会社奥村商店

日東肥糧株式会社

新潟硫酸株式会社

吳羽化学工業株式会社

昭和電工株式会社

石原産業株式会社

全和肥料株式会社

東洋高圧工業株式会社

日東硫酸株式会社

朝日化学肥料株式会社

二宮寅之助

日産化学工業株式会社

長野県製油株式会社

大栄物産株式会社

網中産業株式会社

第一肥料株式会社

味の素株式会社

星肥産業株式会社

計

日本網管株式会社

三

住友化学工業株式会社

硫酸アンモニア

日本水素工業株式会社

別府化学工業株式会社

片倉チツカリン株式会社

志村化学工業株式会社

計

第一種複合肥料

川崎製鉄株式会社

新日本窒素肥料株式会社

東海硫酸工業株式会社

日和化学工業株式会社

日本水素工業株式会社

三和肥料株式会社

三菱化成工業株式会社

昭和電工株式会社

株式會社鉄興社

東北肥料株式会社

日産化学工業株式会社

吳羽化学工業株式会社

新潟硫酸株式會社

太陽肥料株式會社

硝酸アンモニア

計

石灰窒素

三

過りん酸石灰

三

二月

三

石原産業株式会社	二	一
神島化学工業株式会社	二	一
日本水素工業株式会社	一	一
東洋高压工業株式会社	二	一
第一肥料株式会社	二	一
新潟硫酸株式会社	一	一
株式会社奥村商店	一	一
電気化学工業株式会社	一	一
日本鋼管株式会社	一	一
計	三二	一

茨城県告示第四百五十四号

茨城県立保健婦学院学則第十八条の二の規定による学資補給金支給要綱を次のとおり定める。

昭和三十四年五月二十五日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県立保健婦学院学則第十八条の二の規定による学資補給金支給要綱

(目的)

第一条 この要綱は、茨城県立保健婦学院学則(昭和三十一年茨城県規則第二十二号)第十八条の二の規定による学資補給金(以下「補給金」という。)の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給申請)

第二条 補給金の支給を受けようとする者は、補給金支給申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて茨城県立保健婦学院の院長(以下「学院院长」という。)に提出しなければならない。

一 誓約書(様式第二号)

二 次条第三号に該当する場合は、当該市町村との誓約書の写(支給金額)

第三条 補給金は、次の区分により支給する。

- 一 卒業後県又は県内の国民健康保険を行わない市町村に保健婦として勤務しようとする者に対しては、在学期間(月の全部を休学した場合の当該月を除く以下同じ)中 月額一、〇〇〇円
- 二 卒業後県内の国民健康保険を行なう市町村に保健婦として勤務しようとする者に対しては、在学期間中 月額三、〇〇〇円
- 三 県内の国民健康保険を行なう特定の市町村と卒業後保健婦として勤務することを契約した者に対しては、在学期間中 月額五、〇〇〇円

(返還)

第四条 学則第十八条の三の規定による補給金の返還は次の区分に従い当該各号の定めるところによる。

- 一 学則第十八条の三第一号に該当するとき 退学した月の翌月から起算して六月以内にすでに支給された補給金の全額
- 二 学則第十八条の三第二号に該当するとき 学則第十八条の三第二号に該当することが明らかになった日の属する月の翌月から起算して六月以内にすでに支給された補給金の全額
- 三 学則第十八条の三第三号に該当するとき 卒業した日の属する月の翌月から起算して一年六月以内にすでに支給された補給金の全額
- 四 学則第十八条の三第四号に該当するとき 県又は市町村に保健婦として勤務しなくなった日の属する月の翌月から起算して六月以内に次の表に定める区分による額

勤務した期間	返 還 す べ き 額
六 月 末 満	すでに支給された補給金の三分の二に相当する額
六月以上一年末満	すでに支給された補給金の二分の一に相当する額
一年以上二年末満	すでに支給された補給金の三分の一に相当する額

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第一号

学資補給金支給申請書

このたび貴学院に入学を許可されましたので学資補給金の支給を受けたく申請いたします。

昭和 年 月 日

本籍 住所

氏 名 ⑩

茨城県立保健婦学院長殿

様式第二号

誓約書

このたび貴学院学生として学資補給金の支給を受けることになりました。学則及び学資補給金の支給要綱を誠実に守ることをお誓いいたします。

昭和 年 月 日

本籍 住所

世帯主との関係 本人 氏 名 ⑩

右の者はこのたび貴学院に入学を許可されました。つきましては、本人の誓約とおり堅く守らせることはもちろん学則第十八条三の規定に基いて学資補給金の返還を命ぜられた場合には、保証人が本人と連帯してその務を果すことを保証いたします。

昭和 年 月 日

保証人 本籍 現住所

本人との関係 氏 名 ⑩

年 月 日生 ⑩

保証人 本籍 現住所

本人との関係 氏 名 ⑩

年 月 日生 ⑩

茨城県立保健婦学院長殿

茨城県告示第四百五十五号

左記の者は旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第八条第一項及び同法施行令（昭和二十七年政令第四百十六号）第三条の規定により五月十五日付で、旅行あつ旋業者登録簿に変更登録した。

昭和三十四年五月二十五日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

一 申請者の登録番号

登録邦人第五十九号

二 申請者の名称及び位置

茨城観光社 稲敷郡牛久町久野五一四番地

三 変更登録事項（営業所の新設）

竜ヶ崎市竜ヶ崎町四、八八九番地

茨城観光社竜ヶ崎営業所



◎土地立入り調査について

延方干拓附帯土地改良地区の土地改良計画西橋立のため、県の職員が土地立入調査を実施するので、土地改良法第百十八条第三項及び同法施行規則第九十一条第二項の規定によつて、左記のとおり公告する。

昭和三十四年五月二十五日

茨城県知事 岩 上 二 郎

一 立入の目的 土地改良事業計画樹立のため
二 立入の期間 昭和三十四年五月二十五日から同年十月三十一日まで
三 立入の区域 汐米町旧延方村一円

雑報

●県議会の閉会

五月二十一日招集した臨時県議会は、即日閉会した。

●人事異動

五月二十一日県議会議長及び副議長及び副議長に次の者が選任された。

議長 倉川五郎
副議長 湯本四郎

●人事異動

次の者が五月二十一日監査委員に選任された。

監査委員(議会議員) 薄井与兵衛
同(同) 増田隆市

●人事異動

五月二十一日県議会常任委員会委員は次のとおりとなつた。

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務	飯島金次	関宗長	宇田川源次郎 根本彌平 泳山静六 鈴木光二 湯本四郎 下条正雄 鈴木恒 増田隆市
文教治安	石川誠三郎	宮本信三	鯉淵丈男 兼子松太郎 飯村泉 遠藤詮 浜崎重之助 倉田辰之助 金塚豊 猿田勘寿

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料共一ヶ月)
(休日の場合は繰下) 百円

厚生労働 定数一〇名	利根川清太郎 遠山勇	鈴木茂 薄井与兵衛 中村喜四郎 田中確一 染谷秋之助 上野雪子 赤羽鏡太郎
農林 定数一〇名	桜井平左衛門 岡田宇三郎	海老沢初太郎 本沢彦 和田二郎 三村勇 塚田義一 国府田仁平 秋葉五郎兵衛 大部市郎
農地経済 定数一〇名	東郷清 松浦勘作	鴨川綱藏 千ヶ崎惣右衛門 外岡佐近 西野恒郎 大久保久 篠崎五郎 鬼沢賢造 秋田高虎
土木 定数二一名	出沼喜之助 根本保	田口正己 久保田今朝武 小幡五朗 鈴木一司 豊島勘一郎 山口武平 山中俊一 影山清春 永井誠

茨城県水戸市北三ノ丸一一九番地
発行所 茨城県

印刷所 茨城県印刷